

甲州リハビリテーション病院 居宅療養管理指導のご案内  
(重要事項説明書)

## 1. 事業所の概要

事業所名	甲州リハビリテーション病院 居宅療養管理指導
所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場2031
連絡先	TEL：055-262-3121 FAX：055-262-3727
指定事業所番号	1971800485
管理者	病院長 佐藤 吉沖
営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日・振替休日・年末年始(12/29~1/3)は除く)
営業時間	8:30~17:30
サービス提供エリア	笛吹市、甲府市、山梨市、甲州市
職員体制	管理者：1名 医師：1名(管理者兼務) 管理栄養士：1名以上

## 2. 事業の目的及び運営方針

## 【事業の目的】

居宅療養管理指導は、要介護状態にあり、主治の医師が通院困難な要介護者(以下「利用者」という)の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とします。

計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、管理栄養士が、利用者の自宅を訪問して、栄養管理に関わる情報提供及び指導または助言を行うことを目的とします。

## 【事業の運営方針】

- (1) 要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対してその居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図るよう努めます。
- (2) 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (3) 居宅療養管理指導の実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (4) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所でのサービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

### 3. サービス内容

#### (1) サービス内容について

当事業所ではご契約者様に対して以下のサービスを提供します。  
通院が困難なご利用者に対し、そのご自宅を訪問して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供及び指導または助言を30分以上行います。

### 4. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 管理栄養士が行う居宅療養管理指導については、医師の指示に基づき策定する栄養ケア計画書に基づいて実施します。上記計画については訪問後、適宜見直しを行います
- (3) 計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに医師又はケアマネジャー等に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令はすべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

#### ①サービス提供の記録

- ア. サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- イ. 利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## ②虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる対策と必要な措置を講じます。

- ア. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を実施します。
- イ. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、当事業所の虐待防止委員会に報告し適切に対応するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります
- ウ. 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

## ③秘密の保持と個人情報の保護について

### <利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

- ア. 事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や家族または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。
- イ. この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- ウ. 当事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

### <個人情報の保護について>

- ア. 当事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- イ. 当事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- ウ. 当事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- エ. 医療・介護および介護サービス間の情報共有における ICT(医療介護専横 SNS 等)の利用について、利用者の医療および介護サービスの質向上および円滑な多職種連携を図るため、主治医、訪問看護、居宅介護支援事業所、薬局、その他関係する医療介護事業所等の関係者間で、医療介護専用の情報共有システム（メディカルケアステーション（MCS）等）を利用して必要な情報を共有する場合があります。情報共有にあたっては、関係者以外に情報が漏えいすることのないよう、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に適切なセキュリティ対策を講じます。

#### ④身体拘束について

当事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、家族等に報告します。

#### ⑤感染症の拡大予防や災害における事業の継続

- ア. 感染症の拡大や風水害等の避難情報に応じて、サービスを中断または中止することがあります。ご利用中に地震や風水害等があった場合の安全の確保や避難に関しましては、当事業所の災害対策と併せて対応させていただきます。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- イ. 感染症の拡大や被災により平時と同様の事業の継続が困難と判断した場合、事業所の BCP（事業継続計画）に基づき対応させていただきます。事業継続が困難な場合（スケジュールの変更が必要な場合）は、利用者、家族、ケアマネジャー等の関係者に連絡するよう努めます。

#### ⑥緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## ⑦ 事故発生時の対応方法について

サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族の生命・身体・財産又は、信用に損害を及ぼした場合には、利用者またはその家族に対して速やかにその損害を賠償します。

事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

## 5. 利用料金及び支払い方法

### (1) 提供するサービスの利用料及び利用者負担額

利用料、利用者負担額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

### (2) お支払い方法

利用料金の支払いは、原則的に口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」となります。

- ・ 振替日 山梨中央銀行 毎月 20日（休日等の場合は翌営業日） 1日

利用者の都合により振替ができなかった場合は、その月の月末までに指定口座にお振込み、または甲州ケア・ホーム受付にご持参下さい。お振込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。

支払いが確認できた後、利用者又は保証人の指定する送付先に対して、領収書を交付します。

## 甲州リハビリテーション病院 居宅療養管理指導 利用料金

## 1. 基本利用料（交通費込の自己負担分）

## □ 【医師が行う場合】（介護給付/介護予防）

医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理 指導費 (I)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 515円/回
		(二) 単一建物住居者2人以上9人以下 に対して行う場合 487円/回
		(三) (一) 及び (二) 以外の場合 446円/回
	(2)居宅療養管理指導費 (II) (診療報酬の在宅時医学 総合管理料、特定施設入居 時等医学総合管理料を算 定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 299円/回
		(二) 単一建物住居者2人以上9人以下 に対して行う場合 287円/回
		(三) (一) 及び (二) 以外の場合 260円/回
中山間地域等（報酬評価対象となる地域指定） に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の100分の5	
通常の事業の実施地域内	笛吹市・甲府市・山梨市・甲州市	
交通費	1km当 30円（税別）	

「単一建物居住者」の利用者

ア：養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、  
マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者

イ：小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、  
複合型サービス（宿泊サービスに限る）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サー  
ビスに限る）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の  
利用者

□【管理栄養士が行う場合(月2回を限度)】

居宅療養管理指導利用料金表(介護給付/介護予防)

医療法人 銀門会 甲州リハビリテーション病院 居宅療養管理指導

サービス内容略称		基本算定項目	基本単価(円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
管理栄養士居宅療養Ⅰ (当該事業所の管理栄養士)	単一建物居住者が1人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	545 円/回	1,090 円/回	1,635 円/回
	単一建物居住者が2~9人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	487 円/回	974 円/回	1,461 円/回
	単一建物居住者が10人以上	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	444 円/回	888 円/回	1,332 円/回
管理栄養士居宅療養Ⅱ (当該事業所以外の管理栄養士)	単一建物居住者が1人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	525 円/回	1,050 円/回	1,575 円/回
	単一建物居住者が2~9人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	467 円/回	934 円/回	1,401 円/回
	単一建物居住者が10人以上	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	424 円/回	848 円/回	1,272 円/回
中山(間地域等(報酬評価対象となる地域指定)に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の100分の5		
通常の事業の実施地域内			笛吹市・甲府市・山梨市・甲州市		
交通費			1km当 30円(税別)		

居宅療養管理指導利用料金表(介護給付)

介護保険対象外の利用料金表（自費サービス）

基本利用料	サービス内容略称		基本算定項目	基本単価（円）
		管理栄養士居宅療養Ⅰ （当該事業所の管理栄養士）	単一建物居住者が 1人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施
単一建物居住者が 2～9人			栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,870 円/回（月 2 回を限度）
単一建物居住者が 10人以上			栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,440 円/回（月 2 回を限度）
管理栄養士居宅療養Ⅱ （当該事業所以外の管理栄養士）		単一建物居住者が 1人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	5,250 円/(月 2 回を限度)
		単一建物居住者が 2～9人	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,670 円/(月 2 回を限度)
		単一建物居住者が 10人以上	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,240 円/(月 2 回を限度)
中山間地域等（報酬評価対象となる地域指定）に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 100 分の 5

## 6. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、利用時間内の飲酒及び喫煙はご遠慮願います。

## 7. 要望及び苦情等の申し入れ

事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

介護保険利用者の場合、相談・苦情は当法人以外に、保険者である市町村や国民健康保険連合会でも受け付けています。

要望・苦情等受付窓口	連絡先
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	0 5 5 - 2 6 2 - 3 1 2 1 (代)
国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)	0 5 5 - 2 3 3 - 9 2 0 1
各市町村介護保険窓口	

- ・利用者からの相談・苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申出者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談・苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、居宅介護支援事業者との連絡調整その他、必要な連携を図ります。

## 8. 電子署名の利用について

当事業所は、ケアプラン・実施計画書等に関する同意について、書面による署名・捺印に代えて、電磁的方法（電子署名、電子メール等）による同意を得ることができるものとします。ただし、利用者またはその家族が書面による手続きを希望する場合は、この限りではありません。また、電子署名で取得したデータは、法令に基づき適切に保存・管理し、第三者に提供することはありません。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名押印の上、各自1通を所持いたします。

重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け承知しました。

西暦 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事業者 医療法人 銀門会

住 所 山梨県笛吹市石和町四日市場 2031

電 話 055-263-3121 (代表)

説明者 \_\_\_\_\_ 印